令和７年２月

　請 負 業 者 各 位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市

**建設工事等の実施にあたっての留意点について**

　本市発注の建設工事等の実施にあたっては、千葉市建設工事請負契約約款、千葉市設計業務等委託契約約款及び千葉市建築設計業務等委託契約約款に則り履行することはもとより、関係法令を遵守するとともに、建設産業における生産システムの合理化及び労働福祉の向上を図るため、特に下記事項に十分留意して下さい。また、「下請負の適正化に関する指導指針（以下「指導指針」という。）」及びこの留意点をよく読み、適正な履行に努めて下さい。

記

**１．建設工事施工に関しての留意点**

（１）公共工事を受注した建設業者は、その請負った建設工事について、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他の者に請負わせてはなりません。また、不必要な重層下請も認めないので請負った建設工事の下請契約を締結する場合は、必要最小限の部分のみとして下さい。なお、本市においては、１社と請負金額の過半を占める下請契約を締結することは好ましくないと考えていますので、下請契約の締結にあたっては注意して下さい。

（２）下請業者及び資材納入業者は、できるだけ市内業者を優先して使用するよう努めて下さい。

（３）下請業者の選定にあたっては、施工能力、雇用管理及び労働福祉等の状況を総合的に勘案して優良な者を選定して下さい。

　　　**なお、本市が発注する建設工事については、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者との下請契約締結を禁止しており、違反した場合は指名停止措置及び工事成績の減点を行います。**

（４）工事の開始に先だって、下請業者との契約を締結するときは、適正な下請条件によることに留意し、工事内容・工事代金額・前払金の有無を含む支払条件等を明記した建設工事下請契約約款または同契約約款に準拠した契約書を取り交わして下さい。また、下請業者に対して自己の取引上の地位を不当に利用して請負額が原価に満たない請負契約を締結したり、使用資機材等の購入を強制してはいけません。

（５）建設資材を購入する場合には、資材納入業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引きの確保に努めて下さい。

（６）１件の請負代金の額が500万円（建築一式工事は1,500万円）以上となる建設工事の下請契約を締結する場合は、当該建設業の許可を受けていない者とは下請契約を締結できません。

（７）特定建設業者でなければ、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上となる下請契約を締結することはできません。また、特定建設業者がこのような下請契約を締結する場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講している技術者を工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

**２．建設工事に係る本市への届出等についての留意点**

（１）指導指針に基づき、配置する現場代理人、主任技術者または監理技術者※を「現場代理人等通知書（様式第４号）」へ記入の上、契約書と一緒に提出してください。通知書が提出されない場合は、契約締結を行いません。また、請負工事に工場製作期間が含まれる場合は、「現場代理人等通知書（様式第４号）」に加えて、「主任技術者等通知書（工場製作期間用）」を契約書と一緒に提出して下さい。

※１（７）のとおり、特定建設業者で下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合は監理技術者の専任配置が必要となります。

（２）建設工事を本市から直接請負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請負わせようとするときは、施工体制台帳等を整備することにより、的確に建設工事の施工体制を把握するように努めて下さい。併せて、速やかに「下請業者選定通知書」、「施工体制台帳」、「施工体系図」、及び「再下請負通知書」の写しを提出して下さい。

（３）前記（２）において施工体制台帳を作成することとなった建設業者が、その建設工事において下

請契約を締結する場合は、当該下請業者に対し、施工体制台帳を作成する建設業者に該当する旨の

通知を行って下さい。

このことについては、再下請負人についても同様の対応が必要となるため指導指針により、適切な処理を行って下さい。

（４）工事担当課長は、当該工事現場が施工体制台帳の記載内容に合致しているかの点検・調査及びそ

の他必要な措置を講じる事が義務付けられています。点検・調査の結果、施工体制台帳等への虚偽

の記載及び建設業法等関係法令に違反している事実があれば、その旨を建設業の許可を受けた行政

庁に通知します。

このことにより、違反業者については、営業停止等の処分が科せられることが考えられます。請負業者各位におかれましては、施工体制台帳を的確、かつ、速やかに作成するため、施工に携わる下請業者の施工能力、経営状況等の把握に努め、これらの下請業者に対し、「再下請通知書」を提出するよう指導して下さい。

（５）建設業退職金共済制度における共済証紙の購入については、別紙「建設業退職金共済制度の推進について」により、適切な処理を行って下さい。

**３．建設工事施工中の留意点**

（１）工事現場の安全を徹底し雇用管理責任者を定めるとともに、末端下請の労務者までの雇用管理に努めて下さい。

（２）優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮・休日の確保・労働福祉の充実・安全の確保及び作業環境の整備等に努めて下さい。

（３）下請代金は現金払いを原則とし、現金払いと手形払いを併用するときでも現金比率を高め、手形

期間はできるだけ短くすることとし、労務費負担分については現金払いとするよう努めて下さい。

（４）元請業者は、下請業者が倒産・資金繰りの悪化等により下請工事の施工に関し、再下請負人労働

者等の関係者に対し請負代金及び賃金の不払い等を生じさせることのないよう十分配慮して下さい。

（５） 施工体系図は、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。

 （６）請負業者等は、ダンプカー等の過積載による違法運行を防止するため、以下の事項に留意して下さい。

① 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

③ 過積載車両等、さし枠装着車、不表示車等から、土砂の引渡しを受ける等、過積載を助長すること

のないようにすること。

④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、または、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運

搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害するこ

とのないようにすること。

⑥ 以上の事項につき、元請業者は下請業者を十分指導すること。

**４．設計等業務委託に関しての留意点**

（１）測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「業務委託」という。）に係る下請契約については、情報成果物として下請代金支払遅延等防止法の適用を受ける場合があります。

（２）業務委託を行う場合は、下請業者の給付内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他委託内容を明確に記載した契約書等を、直ちに下請業者に交付して下さい。

また、これらの記載事項に、実際に履行された委託内容に係る事項（受領した内容、受領日、変更等があった場合の変更内容、下請代金の増減額、支払代金の支払日、支払方法等）を加えた書面を作成し、２年間保存しなければなりません。

なお、下請代金の支払期日の設定にあたっては、給付の受領日から起算して６０日以内でできるだけ短い期間で定めなければなりません。

（３）その他、下請代金支払遅延等防止法には以下の禁止事項が規定されていますので留意して下さい。

①受領拒否の禁止　②下請代金の支払遅延の禁止　③下請代金の減額の禁止　④不当返品の禁止　⑤買いたたきの禁止　⑥物の購入強制・役務の利用強制の禁止　⑦報復措置の禁止　⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止　⑨割引困難な手形交付の禁止　⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止　⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

**５．その他**

（１）経営計画の策定・財務管理及び原価管理の徹底等、的確な経営管理を行いうる能力の向上に努めて下さい。

（２）業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めて下さい。

（３）優良な下請業者の選定を行うため、専門業者の施工能力、経営状況等を的確に把握し評価できる体制の確立に努めて下さい。

（４）建設業法、労働関係法令、道路交通関係法令、環境保全対策関係法令、危険物関係法令、下請代金関係法令その他の関係法令を遵守すること。

なお、以上関係法令等が守られない場合は、指名等の際考慮することとします。